

妊娠期から子育て期の切れ目ない一体的な子育て支援

資料3-1-1

平成27年度までの取り組み

- 健康福祉部で母子保健事業を実施していました。
- 家庭に必要な支援の見立て、支援の実施関係機関へのつなぎや連携を行ってきました。

平成28年度からの取り組みの効果

- ① 母子保健事業を子ども未来創造局へ移し子どもすこやか室を設置、妊娠期から子育て期までの支援を一体的に行える体制にしました。
- ② 妊娠届受理後、保育教育施設や各制度の案内のため子ども総合窓口へ直接つなぐことができるようになりました。8割の妊婦に面接を行えるようになり、より早い段階から必要な支援につなぐことができるようになりました。
- ③ 母子保健事業に子育ての視点を入れ、保健師、保育士の相互連携により事業を行えるようになりました。
- ④ 子ども成長見守り室を設置し、貧困の連鎖の根絶をめざし、0歳～18歳まで切れ目なく支援する仕組みの構築を開始しました。平成29年度から、支援が必要な貧困家庭の子どもを早期に発見し、支援をコントロールする子ども成長見守りシステムを稼働します。

